

1、基本料金 ※1単位：10円

居宅介護支援費（Ⅰ）居宅介護支援費（Ⅱ）を算定していない事業所

区分	取扱い件数	要介護1・2	要介護3・4・5
I	45件未満	1,086単位／月	1,411単位／月
II	45件以上60件未満	544単位／月	704単位／月
III	60件以上	326単位／月	422単位／月

※Ⅱ・Ⅲについて：45件以上の部分について算定。

居宅介護支援費（Ⅱ）公益社団法人国民健康保険中央会が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムの利用（ケアプランデータ連携システム）と事務職員の配置を行っている事業所

区分	取扱い件数	要介護1・2	要介護3・4・5
I	50件未満	1,086単位／月	1,411単位／月
II	50件以上60件未満	527単位／月	683単位／月
III	60件以上	316単位／月	410単位／月

2、加算部分

ア、初回加算

区分	状 況	要介護1・2・3・4・5
	初回時	300単位／月

※算定要件 ・新規に居宅サービス計画を作成した場合。
・要介護状態区分が2段階以上変更となった場合。

イ、退院・退所加算

	カンファレンス参加 無	カンファレンス参加 有
連携1回	450単位／月	600単位／月
連携2回	600単位／月	750単位／月
連携3回		900単位／月

※算定要件
・病院、施設を退院、退所する際に、職員と面談等行い、必要な情報提供を受け、在宅復帰に向けてのサービス調整を行い、居宅サービス計画を作成した場合に算定。

ウ、入院時情報連携加算

区分	状 況	要介護1・2・3・4・5
I	入院時	250単位／月
II		200単位／月

※算定要件

- I 利用者が病院・診療所に入院した日のうちに病院・診療所の職員に対し、利用者の必要な情報を提供。
- II 利用者が病院・診療所に入院した日の翌日又は翌々日に病院・診療所の職員に対し、利用者の必要な情報を提供。
- I、IIとも提供方法は問わない。

エ、通院時情報連携加算

状 況	単位数
通院時	50単位／月

※算定要件

- ・利用者が医師の診察を受ける際に同席し、必要な情報提供を行った場合。
- ・1月に1回を限度として算定できる。

オ、特定事業所加算

区分	加算名	要介護1・2・3・4・5
I	特定事業所加算	519単位／月
II		421単位／月
III		323単位／月
A		114単位／月
(※)	特定事業所医療介護連携加算	125単位／月

※算定要件

- ・中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応、専門的な人材を確保して、質の高いケアマネジメントを実施している事業所を4段階で評価。
- ・(※)については、前々年度の3月から前年度の2月までの間に、ターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定している場合。

カ、ターミナルケアマネジメント加算

要介護1・2・3・4・5
400単位／月

※算定要件

- ・在宅で亡くなられた利用者に対して、利用者及び家族の意向を把握した上で、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、利用者、家族の同意を得て居宅を訪問し、利用者の心身の状況等について記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置づけた居宅サービス事業所に情報提供した場合。

キ、緊急時等居宅カンファレンス加算

要介護1・2・3・4・5
200単位／回

※算定要件

- ・病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合。
- ・1月に2回を限度として算定できる。